

結核予防法の一部を改正する法律案新旧対照条文  
 ○結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）

改正後

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条の二）
- 第一章の二 基本指針等（第三条の三・第三条の四）
- 第二章 健康診断（第四条—第十二条）
- 第三章 予防接種（第十三条—第二十一条の三）
- 第四章 届出、登録及び指示（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 伝染防止（第二十八条—第三十二条）
- 第六章 医療（第三十三条—第四十三条）
- 第七章 結核の診査に関する協議会（第四十四条—第五十条）
- 第八章 費用（第五十一条—第六十一条）
- 第九章 罰則（第六十二条・第六十三条）
- 第十章 雑則（第六十三条の二—第七十二条）
- 附則

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて結核に関する正しい知識の普及、結核に関する情報の収集、整理、分析及び提供、結核に関する研究の推進、結核菌の検査能力の向上並びに

改正前

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 健康診断（第四条—第十二条）
- 第三章 予防接種（第十三条—第二十一条の三）
- 第四章 届出、登録及び指示（第二十二条—第二十七条）
- 第五章 伝染防止（第二十八条—第三十二条）
- 第六章 医療（第三十三条—第四十三条）
- 第七章 結核診査協議会（第四十四条—第五十条）
- 第八章 費用（第五十一条—第六十一条）
- 第九章 罰則（第六十二条・第六十三条）
- 第十章 雑則（第六十三条の二—第七十一条）
- 附則

（国及び地方公共団体の義務）

第二条 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に努めなければならない。

結核の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、結核患者が適正な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、結核患者の人権の保護に配慮しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、結核の予防に関する施策を、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めるとともに、相互に連携を図らなければならない。

3 国は、結核に関する情報の収集及び研究並びに結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進並びに結核菌の検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

#### (国民の責務)

第三条 国民は、結核に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、結核患者の人権が損なわれないことがないようしなければならない。

#### (医師等の責務)

第三条の二 医師その他の医療関係者は、結核の予防に関し国及び地方公共団体が講ずる施策に協力し、その予防に寄与するよう努めるとともに、結核患者が置かれている状況を深く認識し、適正な医療を行うよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

#### (医師等の義務)

第三条 医師その他の医療関係者は、前条に規定する国及び地方公共団体の行う業務に協力しなければならない。

2 病院、診療所、老人福祉施設、矯正施設その他の施設の開設者及び管理者は、当該施設において結核が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第一章の二 基本指針等

### (基本指針)

第三条の三 厚生労働大臣は、結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 結核の予防の推進の基本的な方向
- 二 結核の予防のための施策に関する事項
- 三 結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項
- 四 結核に関する研究の推進に関する事項
- 五 結核に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 六 結核の予防に関する人材の養成に関する事項
- 七 結核に関する啓発及び知識の普及並びに結核患者の人権の配慮に関する事項
- 八 その他結核の予防の推進に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、少なくとも五年ごとに基本指針に再検討を加え、必要があるとき認めるときは、これを変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、厚生科学審議

会の意見を聴かなければならない。

5 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(予防計画)

第三条の四 都道府県は、基本指針に即して、結核の予防のための施策の実施に関する計画（以下この条において「予防計画」という。）を定めなければならない。

2 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域の実情に即した結核の予防のための施策に関する事項

二 地域の実情に即した結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項

三 結核に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及その他地域の実情に即した結核の予防のための施策に関する重要事項

3 都道府県は、基本指針が変更された場合には、予防計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

4 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村及び診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、予防計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

6 予防計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十条の規定により定める感染症の予防

のための施策の実施に関する計画と一体のものとして定めることができる。

## 第二章 健康診断

### (定期の健康診断)

第四条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者(以下「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。)、の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下「施設」という。)、の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。))であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

### 2 (略)

3 市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。))は、その管轄する区域内に居住する者(小学校就学の始期に達しない者を除く。))のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、保健所長(特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

### 4・5 (略)

## 第二章 健康診断

### (定期の健康診断)

第四条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二条第三号に規定する事業者(以下「事業者」という。)、学校(専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。)、の長又は矯正施設その他の施設で政令で定めるもの(以下「施設」という。)、の長は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は当該施設に収容されている者(小学校就学の始期に達しない者を除く。))に対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

### 2 (略)

3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者(小学校就学の始期に達しない者を除く。))のうち、第一項の健康診断の対象者以外の者に対して、政令で定める定期において、保健所長(特別区及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事)の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の健康診断を行わなければならない。

### 4・5 (略)

(定期外の健康診断)

第五条 都道府県知事は、結核の予防上特に必要があると認めるときは、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し結核にかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）に対し結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する健康診断の勧告をし、又は前項に規定する健康診断の措置を実施する場合には、同時に、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで健康診断の勧告をし、又は健康診断の措置を実施すべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該健康診断の勧告又は措置の後相当の期間内に、同項の理由その他の厚生労働省令で定

(定期外の健康診断)

第五条 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、左の各号に掲げる者について、それを受けるべき者及びその期日を指定して、定期外の健康診断を行うことができる。

一 結核に感染し、又は公衆に結核を伝染させるおそれがある業務に従事する者

二 結核まん延のおそれがある場所又は地域において、業務に従事し、又は学校教育を受ける者

三 結核まん延のおそれがある場所又は地域に居住する者又は居住していた者

四 結核患者と同居する者又は同居していた者

める事項を記載した書面を交付しなければならない。

## 第六条 削除

(受診義務)

## 第七条 (略)

(他で受けた健康診断)

第八条 定期の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第十二条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準に適合する健康診断を受け、かつ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期の健康診断を受けたものとみなす。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律の規定によつて行うべき健康診断の方法及び技術的基準、第八条及び第九条に規定する診断書その他の文書の記載事項並びに

(健康診断の方法)

第六条 前二条に規定する健康診断は、ツベルクリン反応検査、エックス線検査その他厚生労働省令で定める方法によつて行うものとする。

(受診義務)

## 第七条 (略)

2| 第五条の規定により定期外の健康診断を受けるべき者として指定された者は、指定された期日に、都道府県知事の行う健康診断を受けなければならない。

(他で受けた健康診断)

第八条 定期又は定期外の健康診断を受けるべき者が、健康診断を受けるべき期日又は期間満了前三月以内に第十二条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準に適合する健康診断を受け、且つ、当該期日又は期間満了の日までに医師の診断書その他その健康診断の内容を証明する文書を当該健康診断の実施者に提出したときは、定期又は定期外の健康診断を受けたものとみなす。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律の規定によつて行うべき健康診断の実施に関する技術的基準、第八条及び第九条に規定する診断書その他の文書の記載事項並

健康診断に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

### 第三章 予防接種

### 第三章 予防接種

びに健康診断に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

#### (定期の予防接種)

第十三条 第四条第一項又は第三項の規定によつて定期の健康診断を行つた者(同条第四項の規定により同条第一項の規定による健康診断を行つた者とみなされた者を含む。次項において同じ。)は、その受診者のうち、ツベルクリン反応が陰性であつた者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

2| 第四条第一項又は第三項の規定によつて定期の健康診断を行つた者は、第八条の規定により定期の健康診断を受けたものとみなされた者のうち、ツベルクリン反応が陰性であつた者に対して、速やかに、期日又は期間を指定してツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が再び陰性である者に対して定期の予防接種を行わなければならない。

3| 第四条第一項又は第三項の規定により定期の健康診断を行うべき者は、当該健康診断の対象者のうち前二項に規定する定期の予防接種を受けた者であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

4| 市町村長は、その管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しない者に対して、政令で定める定期において、保健所長(特別区及び保

#### (定期の予防接種)

第十三条 市町村長は、その管轄する区域内に居住する小学校就学の始期に達しない者に対して、政令で定める定期において、保健所長(特別区



及び保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、定期の予防接種を行わなければならない。

(定期外の予防接種)

第十四条 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、定期外の予防接種を行うことができる。

第十五条 削除

(予防接種を行つてはならない者)

第十六条 事業者並びに学校及び施設の長（次条第一項及び第二項において「事業者等」という。）並びに市町村長又は都道府県知事は、第十三条又は第十四条に規定する予防接種を行うに当たつては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行つてはならない。

保健所を設置する市にあつては、都道府県知事）の指示を受け期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対して、定期の予防接種を行わなければならない。

(定期外の予防接種)

第十四条 都道府県知事は、結核予防上特に必要があると認めるときは、第五条各号に掲げる者について、その対象者及びその期日又は期間を指定して、ツベルクリン反応検査を行い、かつ、その反応が陰性である者に対しては、定期外の予防接種を行うことができる。

(予防接種を行うべき日)

第十五条 前二条に規定する予防接種は、ツベルクリン反応を判定した日に行わなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、その日から二週間をこえない限度において、これを延期することができる。

(予防接種を行つてはならない者)

第十六条 事業者並びに学校及び施設の長（次条第一項及び第二項において「事業者等」という。）並びに市町村長又は都道府県知事は、第十三条各項又は第十四条に規定する予防接種を行うに当たつては、当該予防接種を受けようとする者について、厚生労働省令で定める方法により健康状態を調べ、当該予防接種を受けることが適当でない者として厚生労働省令で定めるものに該当すると認めるときは、その者に対して当該予防接種を行つてはならない。

(予防接種を受ける責務)

第十七条 第十三条の予防接種の対象者は、同条の規定により行われる予防接種（同条の規定により指定された期日又は期間満了前三月以内に市町村長以外の者により行われる予防接種であつて、第二十一条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準（次項において「予防接種基準」という。）に適合するものを含む。）を受けるよう努めなければならない。

2 第十四条の規定により予防接種の対象者として指定された者は、同条の規定により行われる予防接種（同条の規定により指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間満了の日までの間に、都道府県知事以外の者により行われる予防接種であつて、予防接種基準に適合するものを含む。）を受けるよう努めなければならない。

(ツベルクリン反応検査及び予防接種を受ける責務)

第十七条 第十三条第二項から第四項までのツベルクリン反応検査の対象者は、これらの規定により行われるツベルクリン反応検査（これらの規定によりそれぞれ指定された期日又は期間満了前三月以内に事業者等及び市町村長以外の者により行われるツベルクリン反応検査であつて、第二十一条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準（第三項において「検査基準」という。）に適合するものを含む。）を受けるよう努めなければならない。

2 第十三条各項の予防接種の対象者は、これらの規定により行われる予防接種（これらの規定によりそれぞれ指定された期日又は期間満了前三月以内に事業者等及び市町村長以外の者により行われる予防接種であつて、第二十一条の規定に基づく厚生労働省令で定める技術的基準（次項において「予防接種基準」という。）に適合するものを含む。）を受けるよう努めなければならない。

3 第十四条の規定によりツベルクリン反応検査の対象者として指定された者は、同条の規定により行われるツベルクリン反応検査（同条の規定による指定があつた日以後当該指定に係る期日又は期間満了の日までの間に、都道府県知事以外の者により行われるツベルクリン反応検査であつて、検査基準に適合するものを含む。）を受けるよう努めるとともに、その反応が陰性であつたときは、同条の規定により行われる予防接種（その反応を判定した日から二週間以内に都道府県知事以外の者により行われる予防接種であつて、予防接種基準に適合するものを含む。）を

(予防接種に関する記録)

第十九条 予防接種実施者は、この法律の規定によつて予防接種を行つたときは、遅滞なく、予防接種に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。

2 予防接種実施者は、この法律の規定による予防接種を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十一条 この法律の規定によつて行ふべき予防接種の実施に関する技術的基準並びに予防接種に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

(予防接種による健康被害の救済に関する措置)

第二十一条の二 市町村長は、その管轄する区域内に居住する間に第十七条に規定する予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二条第一項の規定による給付の例により、給付を行う。

受けるよう努めなければならない。

(ツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録)

第十九条 予防接種実施者は、この法律の規定によつてツベルクリン反応検査又は予防接種を行つたときは、遅滞なく、ツベルクリン反応検査又は予防接種に関する記録を作成し、かつ、これを保存しなければならない。

2 予防接種実施者は、この法律の規定によるツベルクリン反応検査又は予防接種を受けた者から前項の規定により作成された記録の開示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(厚生労働省令への委任)

第二十一条 この法律の規定によつて行ふべきツベルクリン反応検査及び予防接種の実施に関する技術的基準並びにツベルクリン反応検査及び予防接種に関する記録の様式及び保存期間は、厚生労働省令で定める。

(予防接種による健康被害の救済に関する措置)

第二十一条の二 市町村長は、その管轄する区域内に居住する間に第十七条第二項に規定する予防接種又は同条第三項に規定する予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十二条第一項の規定による給付の例により、給付を行う。

2 (略)

(家庭訪問指導)

第二十五条 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行わせるものとする。

(結核患者等に対する医師の指示)

第二十六条 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者若しくは現にその患者を看護する者に対して、処方した薬剤を確実に服用することその他厚生労働省令で定める患者の治療に必要な事項及び消毒その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

(従業禁止)

第二十八条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により従業を禁止しようとするときは、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた結核の診査に関する協議会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(家屋の消毒等)

2 (略)

(家庭訪問指導)

第二十五条 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師又はその他の職員をして、その者の家庭を訪問させ、必要な指導を行わせるものとする。

(結核患者等に対する医師の指示)

第二十六条 医師は、結核患者を診療したときは、本人又はその保護者(親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。)若しくは現にその患者を看護する者に対して、消毒、隔離その他厚生労働省令で定める伝染防止に必要な事項を指示しなければならない。

(従業禁止)

第二十八条 (略)

2 都道府県知事は、前項の規定により従業を禁止しようとするときは、あらかじめ、当該患者の居住地を管轄する保健所について置かれた結核診査協議会の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(家屋の消毒等)